

# 第3期国見町 子ども・子育て 支援事業計画

## 概要版

令和7年3月  
国見町



### 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行等、根拠となる法律や関連する法律の動向を踏まえ、子どもの健やかな成長と自立を支援する国見町の実現を目指し、「第3期国見町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。

### 計画期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

### 基本理念－目指すまちの姿－

地域とともに子どもを健やかに育む  
子育てにやさしいまち 国見



国見町において「地域とともに子どもを健やかに育む子育てにやさしいまち 国見」を基本理念として掲げ、町内の人材また施設等の資源を最大限活用しながら、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

今回の第3期計画では、第2期計画の理念や目標は普遍的なものとして踏襲しながら、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行を踏まえ、子どもの最善の利益が保証される社会の実現を目指し、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の提供に取り組むとともに、地域と連携し子どもや子育て世帯を支える体制の充実を図るものとします。

## 基本施策の展開

### 基本目標1 地域での子育てを支援

子どもたちの幸せを第一に考えて、地域・企業・行政等が連携して子育て世帯を地域ぐるみで応援する意識を高め、定期的な子育て支援の場の確保や地域におけるボランティア活動を推進できるよう、地域でのさまざまな子育てを支援します。

- 1 地域での子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援ネットワークづくり
- 4 子どもたちの健全育成の推進

### 基本目標2 母親と子どもの健康を守る

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であるとともに、次の世代の人々を健やかに生み育てるための基礎でもあります。保護者が安心して子どもを育てることができるよう、医療費の助成や子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、母親の子育てに関する不安解消に向け、妊娠前から切れ目ない支援を推進します。

- 1 母親と子どもの健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

### 基本目標3 子どもたちの心身を育くむ教育環境の整備

子どもたちが、心豊かに、人を思いやる優しさを持ち、基本的な生活習慣、人としてのモラルを育てていくために、子どもたちに多様な学びの場を提供することや自分に合った学習に取り組むことができるよう、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

- 1 家庭教育の充実
- 2 次代の親の育成
- 3 学校の教育環境の整備
- 4 家庭や地域の教育力の向上
- 5 子どもたちの健全育成の推進

### 基本目標4 子育て支援の環境整備と子どもたちの安全確保

子どもと保護者、家族が共に安全に安心して暮らせる環境を整備し充実します。また、子どもの居場所の整備や見守り活動の強化を通して、子どもが安心して外出し、生活できる環境づくりを推進します。

さらに、保護者の多様な働き方に柔軟に対応し、子育てで悩む家庭に寄り添い、保育・子育て支援サービスの充実を推進します。

- 1 良質な環境の確保
- 2 安心して外出できる  
道路交通環境の整備と交通安全の確保
- 3 子どもを事件・事故から守るための活動の推進
- 4 被害に遭った子どもの保護とケア支援
- 5 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

### 基本目標5 支援を待っている子どもや家庭へのきめ細やかな対応

障がいのある児童や安心できる居場所のない児童、虐待を受けている児童の早期発見、生活困窮世帯やひとり親家庭など、支援を必要としている子どもや家庭を支援するため、相談体制の充実や支援体制の強化により、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実
- 4 経済的に困窮する家庭への支援

## 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 教育・保育提供区域の設定

国見町では、保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ町内1施設で町内全地区の児童生徒を対象としているため、全事業の教育・保育提供区域を実態に合わせ1区域(全町)とします。

### ▼ 子ども・子育て支援給付等

区分	事業の対象	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども 【対象施設-幼稚園】 ※幼児教育の希望が強い2号認定含む	100人	200人
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 【対象施設-保育所(園)】	0人	0人
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども 【対象施設-保育所(園)、地域型保育施設(小規模保育施設、家庭的保育施設)、認可外保育施設】	61人	72人
乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度)	満3歳未満で月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の方の就労要件などを問わず、保育所などの施設に通わせることが出来る制度 【対象施設-保育所(園)、地域型保育施設(小規模保育施設、家庭的保育施設)、認可外保育施設】	-	16人

### ▼ 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業の概要	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、相談員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供、相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。	1箇所	2箇所
地域子育て支援拠点事業	主に、在宅の乳幼児と保護者に対する育児支援を目的に、保育士等による子育て相談、親子遊び等を行う。	369人	400人
妊婦健康診査	妊婦の健康保持と増進を図るため、妊婦に対する医学的検査を実施する事業。	21人	19人
乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う。	17人	19人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問し、指導、助言を行う。	16人	32人
子育て短期支援事業	様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等に委託して児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を目的としている事業。	-	3人
子育て援助活動支援事業	依頼会員と提供会員(支援を行うことを希望する者)とのマッチングにより、相互援助活動の支援を行う事業。		事業を行う事業者はありませんが、需要の状況や実態把握に努め、状況に応じ事業者を支援します。

事業名	事業の概要	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
延長保育事業	藤田保育所の通常の保育時間の前後に、時間を延長して入所児童を預かる事業。	61人	60人
一時預かり事業	保護者が病気やけが、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった場合に一時預かり事業を実施。	421人	344人
病児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもで、保育所や家庭での保育が困難になった場合に一時的に保育する施設。	0人日	3人日
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯状況を勘案し、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具、その他の物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業。	国の動向に応じ、助成実施の検討を行います。	
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業。	国が示す具体的内容にしたがって検討を進めます。	
子どもを守る地域 ネットワーク機能 強化事業	要保護児童対策地域協議会の専門性向上への取り組み等を実施する事業。	要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関との連携強化を図ります。	
放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供する事業。	120人	140人
子育て世帯訪問支援事業	令和7年度より新たに開始する事業で、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。	-	216人
児童育成支援拠点事業	令和7年度より新たに開始する事業で、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。	ニーズの把握に努めながら、事業の実施については検討していきます。	
親子関係形成支援事業	令和7年度より新たに開始する事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業。	-	20人
産後ケア事業	令和3年度より開始されていた事業で、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業。	1人	3人

### 第3期国見町 子ども・子育て 支援事業計画

概要版

発行年月：令和7年3月  
 発行：国見町福祉課  
 〒969-1792  
 福島県伊達郡国見町  
 大字藤田字一丁田1番7  
 電話：024-585-2179  
 F A X：024-585-2181

もっと計画のことが知りたい!

国見町ホームページに計画本編を掲載しています!

詳しくは、第3期国見町子ども・子育て支援事業計画を検索!

第3期国見町子ども・子育て支援事業計画 [検索](#)